

社福第298-1号
令和3年5月17日

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也（公印省略）

社会福祉施設等における熱中症予防対策の実施について（依頼）

本県福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

各施設におかれましては、こまめな水分・塩分の補給、エアコンや扇風機の利用等の熱中症予防対策について一層の取組をお願いします。

また、県内では近年利用者が障害者通所施設への送迎時に車中に長時間残され、熱中症で死亡する事案が発生しております。

利用者の送迎や外出を行う際には、所在確認・降車後の車内の点検を徹底していただきますようお願いいたします。

〔参考資料〕

【熱中症予防5つのポイント（埼玉県ホームページ）】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/netsuchusyo/5point.html>

【熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）】

（厚生労働省 事務連絡 国の熱中症関連施策へのリンク有り）

県庁所管課		
障害者支援課	施設支援担当	3 3 1 4
	地域生活支援担当	3 3 1 7
高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 4 7
	子育て環境整備担当	3 3 2 2
少子政策課	施設整備・指導担当	3 3 2 8
	施設運営・人材確保担当	3 3 3 0
	養護担当	3 3 3 1
こども安全課	生活保護担当	3 2 8 0
社会福祉課	医療保護・	
	生活困窮者支援担当	3 2 8 2
電話 0 4 8 - 8 3 0 - （各担当の番号）		